名　称　東京国際空港Ｄ滑走路工事南Ｄ灯浮標
位　置
所在地　京浜港東京区（東京灯標の南南西方約四・八キロメートル）
北　緯　三五―三一―二七
東　経　一三九―四八―五〇
廃止年月日　平成二十二年八月二十七日

名　称　東京国際空港Ｄ滑走路工事南Ｇ灯浮標
位　置
所在地　京浜港東京区（東京灯標の南方約四・〇キロメートル）
北　緯　三五―三一―五〇
東　経　一三九―四九―一六
廃止年月日　平成二十二年八月二十七日

名　称　東京国際空港Ｄ滑走路工事南Ｉ灯浮標
位　置
所在地　京浜港東京区（東京灯標の南方約三・五キロメートル）
北　緯　三五―三二―〇六
東　経　一三九―四九―三四
廃止年月日　平成二十二年八月二十七日

名　称　東京国際空港Ｄ滑走路工事南Ｌ灯標
位　置
所在地　京浜港東京区（東京灯標の南方約二・八キロメートル）
北　緯　三五―三二―二九
東　経　一三九―五〇―〇〇
廃止年月日　平成二十二年八月二十七日

名　称　東京国際空港Ｄ滑走路工事北Ａ灯浮標
位　置
所在地　京浜港東京区（東京灯標の南南西方約一・八キロメートル）
北　緯　三五―三三―〇二
東　経　一三九―四八―一七
廃止年月日　平成二十二年八月二十七日

○環境省告示第五十号

関係行政機関が所管する法令に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則（平成十六年内閣府・総務省・法務省・外務省・財務省・文部科学省・厚生労働省・農林水産省・経済産業省・国土交通省・環境省令第一号）第四条第三項及び第七項の規定に基づき、環境省が関係行政機関として所管する法令に係る電子情報処理組織による申請等に関する告示（平成十六年三月環境省告示第十九号）の一部を次のように改正する。

平成二十二年十月一日

環境大臣　松本　龍

環境省が関係行政機関として所管する法令に係る電子情報処理組織による申請等に関する告示

第六条を第七条とし、第五条第一号中「第二条第六項各号」を「第二条第二項第六号イから二まで」に、「申請等を行う者に係る住民票の写し、戸籍若しくは登記簿の謄本若しくは抄本又は印鑑証明に記載された事項」を「当該者に係る登記事項証明書であって、申請等を行う者の名称、所在地、代表者の氏名又は資格を確認するために添付を求めているもの（申請等を行う者が個人の場合にあっては、当該者に係る住民票の写し又は印鑑証明書であって、申請等を行う者の氏名、住所、性別又は生年月日を確認するために添付を求めているもの）」に改め、同条第二号の次に次の一号を加える。

三　行政機関等が指定する地理情報システムを使用して作成した地理情報を送信するとき　法令の規定により添付を求めている地形図、位置図その他の地図に表示すべき位置情報

第五条を第六条とし、第四条の次に次の一条を加える。

第五条　規則第四条第三項ただし書に規定する行政機関等が定める措置は、同条第一項の規定により電子情報処理組織を使用して行政機関等が識別番号及び暗証番号の入力を要することとしている申請等を行う者が、これらの番号を当該申請等を行う者の使用に係る電子計算機から入力することとする。

2　前項の規定による申請等を行う者は、申請等を行う者の氏名又は名称その他必要な事項を行政機関等が指定する方法により届け出なければならない。ただし、行政機関等からあらかじめ当該申請等に係る識別番号及び暗証番号の通知を受けている者については、この限りでない。

3　行政機関等は、前項の届出を受けたときは、識別番号及び暗証番号を当該届出を行った者に通知するものとする。

4　前項の規定による通知を受けた者は、第二項の規定により届け出た事項その他の行政機関等が指定する事項に変更があったとき、暗証番号を変更するとき又は識別番号及び暗証番号の使用を廃止するときは、遅滞なく、その旨を行政機関等が指定する方法により届け出なければならない。

5　行政機関等は、前項の規定による暗証番号の変更の届出を受けたときは、新たな暗証番号を当該届出を行った者に通知するものとする。

○関東地方整備局告示第三百六十四号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

平成二十二年十月一日から二週間一般の縦覧に供する。

関東地方整備局長　菊川　滋

路線名　供用開始の区間　図面縦覧場所

二百四十六号　東京都目黒区大橋一丁目四一三番一七から同区大橋一丁目四一三番一三まで　関東地方整備局及び同局東京国道事務所

供用開始の期日　平成二十二年十月一日

○関東地方整備局告示第三百六十五号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十二年十月一日から二週間一般の縦覧に供する。

関東地方整備局長　菊川　滋

(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　四百六十八号

(三)　道路の区域

区間	変更前	変更後
敷地の幅員延長		
前後別		
北本市大字下石戸下字二ツ家下耕地二四七番一五から同市二ツ家一丁目三八〇番四地先まで	〇・〇〇～六一・〇〇メートル	〇・一五五～六一・〇〇キロメートル
前後別		
四九・〇〇～六一・〇〇	〇・一五五	

(四)　図面縦覧場所　関東地方整備局及び同局大宮国道事務所

○北陸地方整備局告示第百八号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十二年十月一日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十二年十月一日　北陸地方整備局長　前川　秀和

路線名　供用開始の区間　図面縦覧場所

八号　魚津市吉野三五二番一から同市吉野四五九番まで（ただし、関係図面に表示する部分のみ）　北陸地方整備局及び同局富山河川国道事務所

供用開始の期日　平成二十二年十月一日

附　則

（施行期日）

第一条　この告示は、平成二十三年四月一日から施行する。ただし、第四条の次に一条を加える改正規定は、平成二十三年十一月一日から施行する。

（経過措置）

第二条　この告示の施行の日前に関係行政機関が所管する法令に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則第四条第一項の規定により行われた申請等については、この告示による改正後の環境省が関係行政機関として所管する法令に係る電子情報処理組織による申請等に関する告示第五条及び第六条の規定にかかわらず、なお従前の例による。